

第 1 8 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 9 月 8 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 9 月 8 日 午前 1 1 時 2 7 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 17 番 廣瀬 淳 委員
議席 18 番 高橋 昭彦 委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 中澤 正幸
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
主 事 中嶋 辰哉
農 林 課 主幹 石原 秀和
 主事 綿貫 雄太
 主事 金子 智

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

総会に入る前に、ご報告いたします。

先月まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議及び現地調査を縮小して行ってまいりました。本日の総会から縮小体制を解除し、「新しい生活様式」の実践を前提に、地区班長を含めた委員全員が出席する体制に戻りましたので、よろしくお願いいたします。

なお、お手元に資料を配付しておりますが、ご承知のとおり、群馬県もコロナが発生しているということで、8月14日付けで警戒レベル2になりました。今後も、緊急事態宣言など、状況によっては縮小ということにもなるかと思いますが、委員の皆様やご家族の皆様がそれぞれ感染されないように、お互いに気を付けながら開催していきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。

令和2年度第18回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は全員出席であります。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号17番、廣瀬淳委員、議席番号18番、高橋昭彦委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号１７番、廣瀬淳委員と議席番号１８番、高橋昭彦委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第３、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の１ページをお願いします。

農地法第１８条第６項の規定による通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、１ページから５ページに記載の番号１番から１３番の１３件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第１号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第４、報告第２号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第２号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明させていただきます。報告書の７ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7 ページに記載の番号 1 番の 1 件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第 2 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第 5、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてをご説明させていただきます。報告書の 9 ページをお願いします。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、9 ページから 10 ページに記載の番号 1 番から 3 番までの 3 件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第 3 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の11ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保、小野上地区を岸正二第1班長、子持、赤城、北橘地区を高井眞佐実第1班長より報告をお願いします。最初に岸第1班長、お願いいたします。

3 番 8月27日に実施しました、第1班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島アサ子委員、眞下謹司委員、事務局の中澤事務局長、吉田係長、中嶋主事と私、岸の7名で実施しました。

今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条の計画変更による申請が1件、第5条による申請が2件、合計5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は今回申請されている申請番号4の

2 番の申請地と雑種地、西は宅地、南は雑種地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号 4 の 2 番の現地は、東は雑種地、西と南は今回申請されている申請番号 4 の 1 番の申請地、北は道路となっています。問題ないと思います。

次に 5 条の計画変更申請であります。5 ページをご覧ください。

申請番号 1 番の現地は、東と南は山林、西は畑、北は畑と道路となっています。問題ないと思います。

次に 5 条申請であります。7 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 1 番の現地は、東と南は畑、西は畑と宅地、北は農地転用許可済みの太陽光発電施設用地となっています。問題ないと思います。

申請番号 5 の 2 番の現地は、5 条の計画変更の申請番号 1 番と同じですので、省略させていただきます。

以上で第 1 班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、高井眞佐実第 1 班長、お願いいたします。

1 3 番

8 月 2 7 日に子持、赤城、北橘地区の現地調査を行いました。

参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と、私、高井。事務局からは、狩野係長、山口主事。合計 7 名で実施いたしました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第 4 条による申請が 3 件、第 5 条による申請が 1 0 件、合計 1 3 件であります。

それでは、議案書に沿ってご報告いたします。別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに 4 条申請であります。議案書の 4 ページをご覧ください。

申請番号 4 の 3 番の現地は、東は畑と雑種地、西は宅地、北と南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号 4 の 4 番の現地は、東と南は宅地、西は雑種地、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号 4 の 5 番の現地は、東と南と北は道路、西は一体利用する宅地となっています。問題ないと思います。

次に 5 条申請であります。議案書の 8 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 3 番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号 5 の 4 番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号５の５番の現地は、東と北は雑種地、西は畑、南は道路となっています。問題ないと思います。

続きまして、議案書の９ページをご覧ください。

申請番号５の６番の現地は、東は道路、西と北は道路と宅地、南は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号５の７番の現地は、東と北は道路、西は宅地、南は畑と宅地となっています。問題ないと思います。

続きまして、議案書の１０ページをご覧ください。

申請番号５の８番の現地は、東は宅地と畑、西は畑と田、南は畑と宅地と道路、北は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号５の９番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路と宅地となっています。問題ないと思います。

続きまして、議案書の１１ページをご覧ください。

申請番号５の１０番の白井１０９９番３の現地は、東は畑、西と北は宅地、南は道路となっています。また、白井２４５０番１の現地は、東は道路と宅地、西は宅地、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号５の１１番の現地は、東は道路と宅地、西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思います。

続きまして、１２ページをご覧ください。

申請番号５の１２番の現地は、東は道路、西と北は畑、南は雑種地となっています。問題ないと思います。

以上で第１班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第８、協議第１号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による変更の照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

農林課

農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。協議書の1ページからが説明資料となります。

これにつきましては、7月16日に渋川市農業振興地域整備促進協議会においてご審議いただき、除外が認められたものです。

1ページ、2ページをご覧ください。

最初に渋川地区の除外になります。除外数は20筆です。内訳は、田7筆、7,955平方メートル。畑13筆、14,571平方メートル。合計20筆、22,526平方メートルとなります。

続いて、令和元年9月受付の渋川地区継続協議の案件になります。除外数は4筆です。内訳は、田1筆、1,248平方メートル。畑3筆、3,108平方メートル。合計4筆、4,356平方メートルとなります。

続いて、3ページ、4ページをご覧ください。

渋川地区の編入になります。編入数は38筆です。内訳は、田15筆、11,524平方メートル。畑23筆、25,476平方メートル。合計38筆、37,000平方メートルとなります。

5ページをご覧ください。

農振法第10条第3項非該当による農用地区域変更になります。この変更につきましては、昨年度、農業委員会において農用地区域内の農地が非農地判断されたものを農振整備計画からも除外するものです。除外数は11筆です。内訳は、畑11筆、11,805平方メートルとなります。

今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、0.17ヘクタールの減で642.51ヘクタールになります。

6ページをご覧ください。

伊香保地区の除外になります。除外数は1筆です。畑1筆、978平方メートルとなります。

7ページをご覧ください。

伊香保地区の編入になります。編入数は11筆です。内訳は、田4筆、4,434平方メートル。畑7筆、5,894平方メートル。合計11筆、10,328平方メートルとなります。

8ページをご覧ください。

こちらは、伊香保地区における非農地判断を受けた農振農用地の除外になります。除外数は11筆です。内訳は、畑11筆、11,352平方メートルとなります。

今回の変更により、伊香保地区の農振農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、0.20ヘクタールの減で37.90ヘクタールになります。

9ページをご覧ください。

小野上地区の除外になります。除外数は5筆です。内訳は、田1筆、1,055平方メートル。畑4筆、2,722平方メートル。合計5筆、3,777平方メートルとなります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地面積は、0.38ヘクタールの減で182.82ヘクタールになります。

10ページをご覧ください。

子持地区の除外になります。除外数は10筆です。内訳は、田2筆、1,078平方メートル。畑8筆、6,526平方メートル。合計10筆、7,604平方メートルとなります。

11ページをご覧ください。

子持地区の編入になります。編入数は3筆です。内訳は、畑2筆、1,288平方メートル。宅地1筆、これは農業用施設用地になりますが、99.78平方メートル。合計3筆、1,387.78平方メートルとなります。

12ページ、13ページをご覧ください。

子持地区の非農地判断を受けた農振農用地の除外になります。除外数は37筆です。内訳は、畑34筆、28,941平方メートル。山林3筆、4,309平方メートル。合計37筆、33,250平方メートルとなります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、3.95ヘクタールの減で740.63ヘクタールになります。

14ページをご覧ください。

赤城地区の除外になります。除外数は9筆です。内訳は、田5筆、5,289平方メートル。畑4筆、1,858平方メートル。合計9筆、7,147平方メートルとなります。

続いて、赤城地区の除外目的変更になります。1筆です。内訳は、田1筆、609平方メートルとなります。

なお、こちらは資料にありますとおり、太陽光発電用地で当初除外

していたものを駐車場及び資材置場用地として変更したいというものになります。

15ページをご覧ください。

赤城地区の編入になります。編入数は3筆です。内訳は、畑3筆、3, 144平方メートルとなります。

16ページをご覧ください。

赤城地区の非農地判断を受けた農振農用地の除外になります。除外数は12筆です。内訳は、畑12筆、9, 672平方メートルとなります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、1.43ヘクタールの減で1,522.18ヘクタールになります。

17ページをご覧ください。

北橘地区の除外になります。除外数は6筆です。内訳は、田2筆、1,362平方メートル。畑4筆、2,435平方メートル。合計6筆、3,797平方メートルとなります。

18ページ、19ページをご覧ください。

北橘地区の非農地判断を受けた農振農用地の除外になります。除外数は33筆です。内訳は、田5筆、3,960平方メートル。畑28筆、18,372平方メートル。合計33筆、22,332平方メートルとなります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は、2.61ヘクタールの減で834.87ヘクタールになります。

以上で説明を終わります。

ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 先ほど農林課職員より、7月16日に開催された渋川市農業振興地域整備促進協議会の決定を経た、各地区における変更内容の説明がございましたが、農地法の観点からいくつか説明させていただきます。

協議書の10ページをお願いいたします。

子持地区除外になります。

ナンバー1、ナンバー4、ナンバー5、ナンバー9及びナンバー10については、農業公共投資がある、第1種農地に該当すると思われ、また、今回の転用目的に対し該当する許可基準及び不許可の例外規定はないと思われ。

17ページをお願いいたします。

北橘地区除外になります。

ナンバー１については、農業公共投資がある、第１種農地に該当すると思われ、また、今回の転用目的に対し該当する許可基準及び不許可の例外規定はないと思われ。

ナンバー３については、１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第１種農地に該当すると思われ、また、今回の転用目的に対し該当する許可基準及び不許可の例外規定はないと思われ。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、子持地区除外、ナンバー４、ナンバー５の２件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、子持地区除外、ナンバー４、ナンバー５の２件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

６ 番

はい。６番、新井。

議 長

はい、新井正喜委員。

６ 番

いま農業委員会の担当から話があった、一団の農地の１０ヘクタールの中にあるということだけれども、この場所を優良農地として今後も農業振興のために利用するべきなのかどうか、７月の農振の協議会において大分議論されたと思います。協議会では色々議論の末、除外ということにした。

同じ市の組織の中にありながら、農業委員会では１０ヘクタールの一団の農地のまとまりでもって農振除外を阻止するというのは、協議会の委員の皆さんも納得がいけないんじゃないかと思います。

この植林用地についても色々な観点から、私は赤城地区で分からないけれども、土地の事情の分かる委員からも、これは山林とするのもやむを得ないだろうということで、農振の方はオッケーということになったわけで、農林課と農業委員会の考え方の違いについて、なかなか納得がいけないんじゃないかと思うんですけど、その辺の説明をお

願います。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

農業委員会事務局では、農地台帳システムで検索し、また、現場に行って道路による分断や地形、段差を見て、ここは本当に守るべき農地なのか、あるいは色々な状況の中で、第2種、第3種と見てもいいのではないかという判断をしています。

地元の委員の皆さんからは除外してもいいんじゃないかというご意見で、本日上程されているわけですが、農地法のものさしの中で判断をいたしまして、担当の方からご意見をさせていただきました。

農地は守るということが基本ですが、今の時代に沿った中で、ここはもう農地として活用できないのではないかという所は、それなりの説明ができる範囲で、転用もやむを得ないというような判断をいたします。そういった中においても、ここはちょっと説明がつかないという場所、現状を見ても、農地として守るべき所だというような場所について、本日のような説明をさせていただきました。ご理解の方よろしく願いいたします。

6 番

ちょっと説明が理解しにくい。結局、農林課のトップは市長だし、農振の協議会のトップも市長になるわけだね。同じ市の組織の中で、農林課の方では委員の意見を取り入れて修正して、適と判断を下した。それで農業委員会事務局に合議があったわけだから、やはり最終的には、地主なり周囲の事情の分かる委員なりの意見を尊重して、渋川市として県との協議に臨むべきじゃないかと私は思います。

4 番

議長。4番、角田。

議長

はい、角田壽一委員。

4 番

新井委員の仰ることは、本当にごもつともだと思います。

この場所については、前回の会議のときに鳥獣害の話が出たことも覚えているところですが、先日の農業新聞9月4日号に、荒廃農地の3つの利用法として、放牧などのほかに、植林用地というのが挙がっていました。

植林しても手入れをしなければ、荒廃してしまったり、昨今のような土砂災害を引き起こすことになるかもしれないし、植林しても手がかかる。その辺をたぶん当事者も理解の上、植林をして山林に変更と

いうことだと思うんです。そこまで覚悟をくくって山林にするということなら、それはそれでやむ得ないんじゃないかと。山林化というのも選択肢の一つではないかというふうに思います。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 先ほど新井委員が仰っていた、10ヘクタール以上の広がりということですが、この子持地区ナンバー4、ナンバー5の案件につきましては、農業公共投資が昭和57年に施工されております。そういった観点から、農業公共投資がある土地は第1種農地に該当するということです。第1種農地の例外には、集落接続という、住宅がその集落に接続して設置されるような場合でないと該当しないということでございます。

この植林用地に関しては、例外規定がございませんので、農地法の許可基準の観点から事務局で説明をさせていただいた次第です。

6 番 ちょっといいですか。

議長 はい、新井委員。

6 番 農業公共投資のされている農地というのは、いっぱいあるわけ。土地改良事業をあちこちでやっているから。でも、8年経過すれば、農業公共投資がされていても、ほかの法令で納得のいく事案であれば、転用なりを認めているわけだよね。農業公共投資のされている農地なんていうのは、40年以上も経っている所もいっぱいあるんだから。法令で決められた8年以上経過すれば、状況の変化があるから、地主が有効利用したいってことであれば、そのようにしてやればと思う。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 先ほど仰った8年経過に関しては、社会情勢の変化等により、農業公共投資された土地でも8年経過すれば農振が除外になるというものであって、農地法では、8年経てば第1種農地から外れるということではないんですね。農地法の観点から言うと、一度農業公共投資された土地については、第1種農地に該当します。ただし、周辺が著しく変化して市街化が進んだ地域に関しては、市街地に近接という扱いで

第2種となっていくのですが、この土地に関しては、市街地に近接しているわけでもないし、農業公共投資がされているということでございますので、第1種農地の例外には当たらないということで、事務局では判断をしております。

6 番

第1種農地というのを農業委員会事務局ではさかんに言っているけれども、第1種農地として認定したって、何十年も経って周囲の状況も変わってくるわけだから、第1種農地はあくまでも優良農地だといって全然見直しもしないのはどうなのか。

市街化区域といったって、山手の方にいけば市街地区域には隣接しないで、山の続きにある畑はどんどん山になっちゃうし、農振の農用地だって10ヘクタールの第1種農地だって、借り手もないし、作り手もない。藪になったり、篠が伸びて茅が生えたりする所がある。

農業委員会があくまで第1種農地というものに固執していれば、現地の状況なり地権者の意向とは沿わなくなってくるから、農業委員会だって第1種農地の見直しをするなり、よく考えてもらわないと困ると思うんだよね。柔軟に対応してもらわないと、自分の土地の意向をちっとも反映できなくなってしまうんじゃないかと思います。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいま新井委員のお話でしたが、ごもつともだと思えます。ただ、いま言ったように、農業委員会というのは農地法が根本にあり、それを基準に、それに則って判断する機関でございます。

この案件につきましては、新井委員の言われるとおり、現場はそういう状況だということは私も十分承知しています。

本日上程したものについて、農業委員会は農地法に基づいた見解を出さなければならない。農振がそれでもって外れないということではなく、農振の担当者が現場の声を県へ届け、色々な意見をもとに諮問するわけではありますが、農業委員会としては農地法に照らし合わせた説明責任がございますので、そういった中でご判断いただければと思います。

6 番

県との協議に臨むに当たって、同じ渋川市の高木市長の名目で協議をやるわけだよね。そこで、農林課の意見はこうですよ、それに付帯する農業委員会の意見とすれば、これは優良農地ですよ、という状態で協議に至れば、県の受け取り方だって、渋川市は一体どうなってるんですかってことになると思うんだよね。トップは同じなんだから。

農林課だって県と協議するのに大変だと思うんだよ。

その辺は、よく農業委員会と農林課で調整した上で県の協議に臨んでもらいたいと思います。お願いします。

議 長

いいですか。結論的にどうするかということの前に、ナンバー 9、ナンバー 10 について。

このところは過去に、ナンバー 9 の土地単発で申請を出してきて、真ん中にナンバー 10 の 116 平米があった。116 平米の取扱いについて、真ん中だけ空いちゃうからだめだということで却下した例があると思うんですよ。116 平米の部分の話が付いたらまた申請してください、というふうに検討した記憶があるんですよ。

それで今回、ナンバー 10 の所有者と話が付いて、建売住宅用地として一体で申請してきたわけです。そのところで、例えば親族の一般住宅ならいいけれど、建売住宅はだめだよ、という説明で本人たちが納得できるかできないかの問題。ですから、過去にそういう指導をしてるということを事務局には思い出してもらいたい。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局

子持地区のナンバー 9、ナンバー 10 の件ということで、過去の状況につきましては、ただいま確認ができないところでございますが、先ほど事務局の方から説明した内容といたしましては、こちらに関しても農業公共投資が昭和 50 年に施工されているということでございます。

農業公共投資がされている土地は第 1 種農地ということで、例外に当たれば許可することができますが、例外に該当する集落接続の規定、集落に接続しているか、また、集団の農地を分断するようなことはなにかといった観点から言いますと、ここは位置的に農地の周縁部ではないような状況でありまして、ここを転用することによって、集団の農地を分断するおそれや、農地の集積に支障をきたすおそれがあると事務局は判断しております。

議 長

では、議長の席を離れます。質問しますけれども、住宅の接続がどうのって、その隣にもう一般住宅があるんだよ。そのところを誰が許可したんだか知らないけれども。それで集落の接続ができないなんて誰も納得できないし、ここに参加する人もそんなこと言えない。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局

集落の判断ですが、子持地区ナンバー 9、ナンバー 10 に関しては、集落というか、現地が 2 軒か 3 軒くらいに接しているような状況で、2 軒、3 軒でそこは集落といえるのかといった判断もあると思います。

農業委員の皆様も農振の委員になっていますので、現地を確認された方もいらっしゃると思いますが、ここは土地改良をした、広がりのある農地の中心部にあるような場所です。農業者を守る観点から、ここを除外、転用することにより、周辺の農地を作っている方が農地を集積しようとするとき、また、特にここはこんにゃくの地域でもございますので、消毒などをするときにも、支障をきたすおそれがあると事務局は判断しております。

6 番

集落接続っていったって、優良農地で 10 ヘクタールのまとまりがあっても、集落接続ではない所で、どんどん荒れ地になったり、畑や田んぼで作る条件が悪い所は出てきて、やむを得ず地主がそれを太陽光にするなり植林用地にするなり、農振を除外したいという申し出が出てきてるわけだ。だから集団農地にあまり固執してもらっては困るし、集落に接続してない第 1 種農地の所なんかいっぱいあるわけだよ。そういう所は、何にも使い道がないから農振を外したいって申し出がこれからも出てくるし、山の続きでどんどん押されてくれば、農振を外さなきゃならない所も出てくる。

農業公共投資ってさかんに言うけど、そこなんか昭和 50 年当時の農業公共投資だ。今は昭和でいうと 95 年になってるから、45 年も経ってるわけだよ。農業公共投資だって、そんなものにまだこだわって、固執されていたんじゃ困る。地主の身になれば。

その辺は、事務局によく統一した検討策を考えてもらいたい。これは要望です。

議 長

極論から申し上げます。7 月 16 日に委員としてみんな出席しているわけだ。

ナンバー 9 の所については過去に、飛び地だからだめだよということで返答をしている。それで今度は、接続されたということで、許可するのが适当ではないかとみんなで審議したわけ。農林課の方で。それが今の段になって農業委員会事務局の方でだめということであれば、こんな協議会は止しちゃえばいいんだな。極論から言って。みんなで長い時間審議してやってるのに、事務局の判断でこれはだめですよということであれば、委員なんか出て行かなくてもいいんだよ。

事務局	暫時休憩をお願いします。
議 長	では、暫時休憩ということで。録音を止めてください。
	休 憩 <午前１０時１９分>
	再 開 <午前１０時４５分>
議 長	会議を再開します。 ナンバー４、ナンバー５については、どうしたらよろしいかということですが、これは県に上げてもらって、県のご判断をいただくという形でよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ナンバー４、ナンバー５については、審議を打ち切ります。 (関係委員着席)
議 長	それでは、ナンバー４、ナンバー５については、このまま県の方に上げるということで議決したので、そのようにしたいと思います。 次に、ナンバー１に戻ります。再度説明をお願いしたいと思います。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	再度の説明になりますが、よろしく願いいたします。 子持地区の除外になります。１０ページをお願いいたします。 ナンバー１、ナンバー９及びナンバー１０については、農業公共投資がある、第１種農地に該当すると思われ、また、今回の転用目的に対し該当する許可基準及び不許可の例外規定はないと思われます。
議 長	ナンバー１については、第一次農業構造改善事業、昭和４４年に造成されたものを、いまだもってずっと畑をかんましているだけの状態です。だから、そんな所いつまでも畑をかんましてなくてもいいんじ

やないかということで提案して、過日の協議会では説明させていただきました。

許可該当はないということでありますけども、結論から申し上げまして、県に上申して、県の許可を得るという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ナンバー１については、県に上申するということです。

続いて、ナンバー９、ナンバー１０に移りたいと思います。

過去の例、先ほど説明させていただいたんですけども、１１６平米の所は空白だったわけですけど、隣の家に隣接してであれば許可は出ますよ、というような説明をした経緯があるわけです。だからそのところを加味してもらわないと。もう１回申請出したけど結論はどうだったんだい、なんていう質問が地元の農業委員のところに来るわけですよ。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局

先ほどから議長が仰っている、申請者の気持ちというのは重々分かるのですが、農業者の立場としても農業委員会は判断しないと。この農地の真ん中で、例えば住宅、店舗が出来ることについて、農業する立場から、本当に転用していいのかどうか。また、建売住宅であれば逆にここでもなくても他の土地があるんじゃないか、といったことを総合的に判断していただければありがたいと思います。

６ 番

ちょっといいですか。

議 長

はい、６番、新井委員。

６ 番

これも、農業公共投資といったって昭和５０年だから、４５年前の農村整備だよ。

ここも、地主の意向で農振の協議会に上げて、散々議論した結果、マルということになったのであるから、マルのまま県の方へ上げていただくことで、私は良いと思いますけど。

１４番

はい。１４番、石田。

議 長

はい、石田玉枝委員。

- 1 4 番 事務局の説明を聞いた上で農業者として答えると、太陽光ならば、土ぼこりを巻き上げながらトラクターもかけられるけど、それが建売住宅、例えば若夫婦でも来たときに、ほこりが立つとか堆肥を撒いたら匂いが付くとかって後から来た人達に言われても、農業者としたら私は嫌かなとは思いますが。その場所へ行ってみないので、どんな立地だか分かんないですけど、農業者とすると、そうです。
- 議 長 ただ、先ほどから説明しているように、962平米の土地を持つて
る人が過去に申請したときに、その間に116平米の土地が空いてる
から不許可だという理由があったんですよ。
その隣にはもう住宅があるわけ。さっき説明があったけど、集落と
いうのはどのくらいの人数がなければ集落にならないんだという部分
ですよ。
県の方でだって、これはだめだよという理由が成り立たないと思う
んですよ。
- 事務局 はい、農業振興係長。
- 議 長 はい。農業振興係長。
- 事務局 場所が分からない方がいらっしゃれば、航空写真がありますので、
ご覧ください。
- (資料を回覧)
- 1 4 番 もしこれがオクケーで、例えば建売住宅が4棟建ったとすると、私
からすれば、もうその周りでは農業ができなくなるかなという予想は
付きます。
- 議 長 現実には宅地化がどんどん進んでいる地区なんですよ。ただ、たま
たまこの中央の部分だということですよね。
- 1 8 番 はい。18番、高橋。
- 議 長 はい、高橋昭彦委員。
- 1 8 番 農業委員の皆さんの意見を聞きたいんですけど、農振を除外する条
件などについて、もう一度よく勉強会をするというのはどうですか。
委員の中で、意見の統一ができてないんですよ。

このまま県に出して、県の判断がどうなるかということもあるとは思いますが、第1種農地というのは、やっぱり守るべき。例えばナンバー1にしても、周りは倉庫がいくつか建っているだけで、住宅じゃないんだよね。そういうところを許可するというのは不思議に思う。農業委員として、農地を守るって立場から考えるべき。

議 長 農地を守る、農地を守るって言うけど、農地を有効活用するのが利口じゃないのかって。

1 8 番 それは分かるけど、ただ有効活用するにも、法律に基づいた中で、ということが優先されると思う。

議 長 1 8 番の高橋農政部長の方から意見がありました。農林課、農業委員会と勉強会をした方がいいんじゃないかと。同一の意見を立てられるように、勉強会を開催した方がいいという提案がございます。

会長の判断でございますけども、これは勉強会をする必要があるんじゃないかと思います。全員で同じ方向を向いて審議をしなければならぬのがこの農業委員会でございますので、事務局長と農林課にお願いして、勉強会をするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ナンバー9、ナンバー10については、いま農政部長のところまで写真が回ってます。

皆さんにご判断していただいたかと思うんですけど、このような状況の土地で建売住宅だと、正直な話、玉虫色で許可不適だと思うんですよね。裏を返すと、親族の住宅用地であれば、許可が下りちゃうんですね。その辺の持っていく方だと思うんですよ。

ナンバー9、ナンバー10について、県にこのまま上げてもらうということか、ここでもう無理だよということであるのか。どのような取扱いをしたらよろしいでしょうか。

6 番 いいですか。

議 長 はい、6番、新井委員。

6 番 7月の審議会でもマルということにしたのであるから、県と市の調整の中で無理であればやむを得ないけれども、この場ではマルとして県に上げていただきたいと思います。

議 長 6 番、新井委員の方から話がありましたけれども、県に上申してもらおうということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、ナンバー 9、ナンバー 10 についても県に上げるということです。

北橘地区になりますけれども、17 ページのナンバー 1、この取扱いについてはいかがしたらよろしいか、お諮りします。

1 番 はい。1 番、星野。

議 長 はい。星野安久委員。

1 番 結局は、審査したものがまた県の方に上がるとすれば、それは全部上げてもらう。このナンバー 1 だけが特別だという点があればいいけど、ないような気がするんですよ。

議 長 1 番委員の方から出ました、先ほどの地区と同様、県に申請してもらうんだということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 そうすれば、ナンバー 3 の太陽光発電についての取扱いですが、どうしたらよろしいでしょうか。

14 番 ナンバー 3 は、周りは全部畑です。すぐそばに浄水場があるんですが、そこにも太陽光発電が設置されてます。それで、現地を見ても問題ないと思いました。協議会するとき、事務局の人も問題ないと思いますという意見だったので、全部マルになったんだと思います。

このまま県に上げていただいても構わないんじゃないかと思います。

議 長 14 番委員の方から意見がありました。ナンバー 3 についても、このまま県の方に上申してもらってよろしいんじゃないかという意見でございます。みなさんにお諮りします。

3 番も同じく県に上げてもらうということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	そうすれば、協議書の部分については今までどおりということで、 全て県に上申してもらうということです。
1 番	会長、よろしいですか。
議 長	はい、星野委員。
1 番	これで課題が一つ出来ちゃったと思うんですね。
議 長	だから勉強会を開いて、みんなで意見をすり合わせると。先ほど事務局長の方をお願いしたんですけど、勉強会をするということで皆さんにご返事していただいたので、その方向で、日にちを改めてしたいと思います。
1 番	一度決まったものを覆すというのはなかなかできないから、こういうものは絶対だめだというのはそこで挙げてもらって。
議 長	そうですね。 それでは、続きまして、議事日程第 9、協議第 2 号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の 21 ページをお願いします。 協議第 2 号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による照会があったので、意見の決定を求めるものです。 なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いします。
農林課	農林課の石原です。よろしくお願いいたします。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。21 ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。内容について、ご説明申し上げます。 この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律

第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、子持地区になります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、1名です。

この方は、令和2年6月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は、イチゴです。賃借権の設定等をする土地は4筆、面積は1,635平方メートル、土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

以上で協議第2号の説明を終わります。

ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。
協議第2号、農用地利用配分計画案の意見については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から3の3番の3件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の3番につきまして、権利関係、土地の所

在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号３の１番から３の３番の３件につきましては、全て農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第３条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第３条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号３の１番から３の３番の３件について審議します。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

はじめに、申請番号３の２番を審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号３の２番について審議いたします。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第１号、申請番号３の２番については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号３の２番については、議案のとおり許可することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

それでは次に、申請番号３の１番及び３の３番の２件について審議いたします。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の1番及び3の3番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番及び3の3番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の5番の5件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

4ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号４の４番は、子持行政センターから約５０メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号４の５番は、農用地域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第４条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号４の１番から４の５番の５件についてを審議いたします。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第２号、申請番号４の１番から４の５番の５件につきましては、許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号４の１番から４の５番の５件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１２、議案第３号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号１番の１件を上程し、審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。議案書の５ページをお願いいたします。

議案第３号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請が

ありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の変更前、変更後の住所、氏名又は名称、契約内容、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、平成6年7月18日付け群馬県指令により、一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により計画を実行できませんでした。一方、変更後法人は、申請地を太陽光発電パネル設置用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から5の12番の12件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の12番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、一時転用であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、JRの駅

から約４００メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

１２ページをお願いいたします。

申請番号５の１２番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号５の１番から１２番の１２件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第４号、申請番号５の１番から１２番の１２件については、許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号５の１番から１２番の１２件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１２、議案第５号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第５号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の１３ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明します。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和２年１０月１日を予定しております。

計画概要につきましては、１３ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が５人、借受人が４人、筆数が１４筆、面積が２０，０１４．０２平方メートルです。この個別の内訳は、１４ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第５号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第５号、農用地利用集積計画の決定については、認めること
で
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
本日本日予定された総会の議題は、全て終了いたしました。
大変ありがとうございました。

閉 会 ＜午前１１時２７分＞